

羽田空港における国際旅客チャーター便の促進に係る措置 及びチャーター便の更なる促進に関する措置について

1. 背景・目的

現在、東京国際空港(羽田空港)の6時台から22時台(昼間時間帯)における国際旅客チャーター便については、韓国・金浦空港との間の運航が認められているところですが、本年6月に国土交通大臣と中国民用航空総局の間で羽田＝上海虹橋間の国際旅客チャーター便の実施時期等について合意されたことを受け、運航要件の改正を行います。

また、羽田空港の深夜早朝時間帯における国際旅客チャーター便を促進するため、羽田再拡張により定期便が就航するまでの間の暫定措置として、一定割合の座席のみの直接販売を可能にします。

さらに、包括旅行チャーターの許可基準等については、本年5月に、宿泊手配等に関する要件の緩和を行ったところですが、今般、国際旅客チャーター便の就航を促進する観点から、更なる緩和等を行います。

2. 改正の概要

(1)羽田空港における国際旅客チャーター便の促進に係る措置について

①昼間時間帯における運航要件について

従来、羽田空港の昼間時間帯における国際旅客チャーター便の運航については、相手空港が羽田空港から一定距離以内であり、成田空港との間に定期便が就航しておらず、一定の需要が認められることを要件としていました。今回の改正では、需要の要件について所要の改正を行い、上海虹橋空港を新たに対象空港にします。

②羽田空港の深夜早朝時間帯及び特定時間帯における座席の直接販売について

羽田空港の深夜早朝時間帯(23時台から5時台)及び特定時間帯(出発便の20時半から22時台まで、到着便の6時台から8時半まで)について、羽田再拡張により定期便が就航するまでの間の暫定措置として、総座席数の50%まで座席のみの直接販売を可能にします。

(2)チャーター便の更なる促進に関する措置について

- ① 全ての路線について、運航の頻度に関する制限を撤廃します。
- ② 空港の使用に係る手続を早期化します。

3. 今後の予定

パブリックコメント終了後、速やかに実施することとします。

以上